

『大和市と厚木基地』

2 厚木基地に起因する諸問題について

(2) 航空機の騒音問題

厚木基地では、米海軍のヘリコプターや海上自衛隊の哨戒機等が運用されており、大和市内では航空機の騒音被害が日常的に生じています。また、他基地から米軍ジェット戦闘機が飛来することもあり、その際には甚大な騒音被害も生じています。こうした騒音被害に対し、基地周辺の一部住民は飛行差し止めや損害賠償を求め、国を相手取り訴訟を起こしています。

厚木基地の航空機の運用に関しては、1963年（昭和38年）9月の日米合同委員会において「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」が取り決められ、飛行時間の規制（22時から翌6時までは原則禁止等）や飛行方法の規制（離着陸の間を除き人口稠密地域上空を低空で飛行しない等）などが定められています。しかしながら、その内容については、都市化が進んだ大和市の現状に著しくそぐわないことから、大和市では内容の遵守はもとより、必要な改訂を国に求めています。

また、岩国基地を拠点とする米海軍空母艦載機が硫黄島で着陸訓練を行う際に、硫黄島の予備施設の一つとして厚木基地が指定され、天候等の事情によっては厚木基地で着陸訓練が行われる可能性があることから、大和市では国や米軍に対し、人口密集地に所在する厚木基地で決して行わないよう要請しています。



【周回飛行を繰り返すヘリコプター】



【大和市内を飛行する哨戒機】



【厚木基地へ飛来した米軍ジェット戦闘機】